プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 500 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 500 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 26 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

実務対応報告公開草案の文案

（本文）

用語に関する意見

2. 「本実務対応報告の対象となる電子決済手段」という用語が、頻繁に使用されているが、略称定義した方が読みやすくなるため検討をお願いしたい。

表示に関する意見

3. 表示の定めを置いた方が良いが、公開草案は現状の文案で公表し、表示について定めるべきとのコメントが複数あれば、追加で検討するという進め方でも良いと考える。

（結論の背景）

外国電子決済手段に関する意見

4. 電子決済手段の利用者が自ら管理する外国電子決済手段に係る会計上の取扱いを定めない理由に関して、国際的な会計基準との整合性を図ることの検討も必要である旨の記述があるが、電子決済手段の利用者が自ら管理する場合にのみ、国際的な会計基準との整合性が問題となることが理解しづらいのではないか。その前の理由までで終わる方が読みやすいため、当該記述を削除するか、本実務対応報告の対象となる電子決済手段に関しては、国際的な会計基準との整合性が求められないことを記述するか、いずれかの対応をした方が良いと考える。

電子決済手段の性格に関する意見

5. 電子決済手段の主な特徴としてあげている3つの項目の記述の分量を比較すると、送金・決済手段についての記述が少ないため、追加的な説明を加えることも考えられるのではないか。

以　上